

第6回多治見市インクルーシブ教育（支援児包容教育）推進委員会

平成29年3月3日 14：30～
駅北庁舎 4階 災害対策本部室
インクルーシブ教育推進委員会事務局

1 挨拶 教育委員会

2 検討内容

（1）タブレット端末を活用した発達障がいの可能性のある児童生徒への支援について

※文部科学省の委託事業「発達障がいの可能性のある児童生徒に対する早期支援事業」（平成26～27年）をさらに多治見市で1年間延長した取組についてまとめました。

（2）就学先決定の仕組みの見直しについて

※仕組みの見直しをした3年間の経過についてまとめました。今後さらに仕組みを充実をさせるにはどうしたらよいのかご意見をお願いします。

（3）居住地校交流の取り組みの推進について

※多治見市がめざしたい居住地校交流について事例を交えて報告をします。

（4）特別支援教育コーディネーターの専門性の向上について

※前回提案をした特別支援教育コーディネーターの研修についての再度検討した内容について報告をします。

（5）支援の連続を図る関係機関の連携の充実（検討資料P28）

※初めて中高の特別支援教育に関わる交流会を行いました。今後の連携についてご意見をお願いします。

（6）多治見市がめざすインクルーシブ教育について

※多治見市がめざすインクルーシブ教育について具体化しました。

（7）各委員会から多治見市のインクルーシブ教育に期待すること

※第Ⅱ期が今回の委員会で最後となります。各委員会から1分程度で「多治見市のインクルーシブ教育に期待すること」をお話しください。

3 お礼 教育委員会

平成28年インクルーシブ教育（支援児包容教育）推進委員会名簿
(敬称略)

【推進委員】

田口 明	平和中学校校長 校長会代表
宇野 宏幸	兵庫教育大学大学院教授 学識経験者
中野 正大	前県立多治見病院小児科主任部長
柴田 勇夫	社会福祉法人みらい理事長
安藤 克己	多治見市社会福祉協議会発達支援課長
保母 朋子	東濃特別支援学校教諭 地域支援センター長
奥田 紳二	精華小学校教頭 教頭会代表
坂田 俊広	陶都中学校 特別支援教育主幹教諭
加知 昌彦	北陵中学校教諭 教務主任
小山 正子	昭和小学校教諭 小学校特別支援学級担当
中宿 清美	養正小学校教諭 通級指導教室担当
水野 育美	昭和幼稚園長 幼稚園代表
横井 美代子	市之倉保育園長 保育園代表
若林 恒子	公募市民
綾織 育恵	公募市民

【アドバイザー】

新谷 喜之	秩父市教育長 学識経験者
-------	--------------

【事務局】

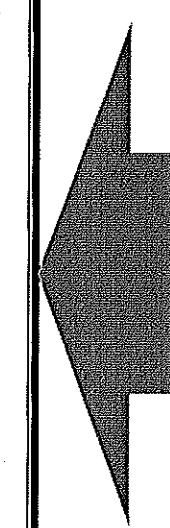
渡辺 哲郎	多治見市教育委員会 教育長
永治 友見	多治見市教育委員会 副教育長
鈴木 稔朗	多治見市教育委員会 教育次長
高橋 光弘	多治見市教育委員会 教育推進課 主幹
伊藤 香代	多治見市教育委員会 教育推進課 課長代理
市原 浩代	多治見市子ども支援課 子育ち支援G 総括主査
安井 宏治	多治見市子ども支援課 子育ち支援G 総括主査
南谷 美和	多治見市福祉課 障害者支援G 主査
堀江 美鈴	多治見市保健センター 保健師
柳原 伸哉	多治見市教育委員会教育相談室 総括主査
永井 清	多治見市教育委員会教育相談室 相談員

インクルーシブ教育（支援児包容教育）推進たじみプラン

『みんなを支援！みんなで支援！』

第2期 推進構想
平成27～29年度

みんなが伸びる みんなと伸びる 自立を支援する教育の推進



自立を支援するための
園・学校力の向上

基本施策3 「教職員の専門性の向上を図る 研修の充実」

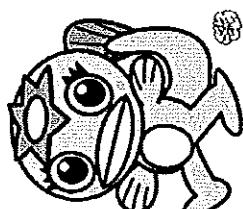
- ① 発達障がいに関する教職員の専門性向上
- ② 特別支援学校免許状の取得の啓発
- ③ 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上

基本施策4 「就学先決定の仕組みの見直し と支援の充実」

- ① 就学先決定の仕組みの見直し
- ② 早期からの教育相談・支援の充実

基本施策5 「園・学校経営の改善」

- ① 居住地校交流の取組の推進
- ② 園や学校の施設、環境のバリアフリー化



めざす方向

障がいの有無及び程度に応じ、学びの場を分けるのではなく、同じ学びの場において共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的支援を必要とする子どもにも最も適切な指導を行う教育

より適切な支援をするための
諸機関との連携の強化

基本施策6 「諸機関との連携強化」

- ① 園と学校における外部機関との連携の強化
- ② 発達支援センターの幼稚園・保育園との連携の充実

多治見市の現状と課題
① 特別な支援を要する子どもの割合が増加傾向にある。
② 一人一人の教育的ニーズに応じた支援をより充実させる。
③ 教職員等の専門性の向上など、園や学校が子どもの自立を支援するための支援体制を強化する必要がある。

④ より適切な支援をするために、諸機関の連携を強化する必要がある。

インクルーシブ教育推進委員会（委員：15名）

（事務局）○教育相談室 教育研究所 教育推進課 子ども支援課 保健センター 福祉課

第6回インクルーシブ教育推進委員会

検討資料

基本施策 1-③ タブレット端末を活用した発達障がいの可能性のある児童生徒への支援の工夫	担当課 教育相談室 教育研究所
---	-----------------------

1. 実践の内容

平成26～27年度に文部科学省の「発達障がいの可能性のある児童生徒に対する早期支援事業」の委託を受けて、実践を通して以下のこと分かってきた。

子どもの状態像に応じて、タブレット端末の活用した支援方法を変えていくことで、学習意欲の向上を図ることにつながる。

ア. 子どもの状態像「注意力散漫」の場合には、1人に1台のタブレット端末を与えて集中的にドリル的学習をする。

- ・制限時間を設けタブレット端末で多くの問題を解く。
- ・多くの問題を解く中で「できた」「わかった」という達成感を味わう。
- ・ほめることで意欲の持続を図る。

イ. 子どもの状態像「学力が遅れている」の場合には、1人に1台のタブレット端末を与えてていねいなドリル的学習をする。

- ・タブレット端末と紙を活用してスマールステップで繰り返し練習をする。
- ・1つ1つ確認をしながら身に付け「できた」「わかった」という達成感を味わう。
- ・ほめることで意欲の持続を図る。

ウ. 子どもの状態像「人と関わることが苦手」な場合は、タブレット端末をグループに1台与えた小集団での活動を行う。

- ・グループ交流の意見をタブレット端末に入力してまとめる。
- ・まとめたものを活用して全体交流で発表をする。
- ・タブレット端末を資料の1つとしてグループ学習をする。
- ・タブレット端末を介した関わりを生み出すための小集団における他の児童生徒への働きかけをする。

平成28年度は、文部科学省委託事業を市で継続し下記のように教科や対象を広げて実践を積み上げてきた。

	早期支援事業（H26～27）	ユニバーサルデザインの授業づくり（H28）
教科	国語、算数を中心に	国語、算数・数学に限定しない
対象	小学校2～4年生、中学生の発達障がいの可能性のある児童生徒	限定しないが、ユニバーサルデザインの授業づくりであることから支援の必要な児童生徒に着目していく

各指定校の平成29年度の実践の概要

指定校	実践	今後、活かしたいところ
養正小学校 資料1	<p>タブレット端末を活用したユニバーサルデザインの授業を展開する中で、つまずきを解消する手立てとして必然のあるタブレット端末やeライブラリーの活用の仕方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SE調査や学力テストをもとに抽出児を決め、変容の記録を累積していく。 ・授業の導入や終末にタブレット端末による習熟の時間を位置づける。 ・つまずきに応じた活用方法を明確にした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個に着目することでその児童に応じた活用方法を見いだし、評価を行うことで、子どものための活用となっている。 ・タブレット端末だけで学びが進まない子どもへの対応をさらに考える必要がある。 ・タブレット端末とノートを併用することで評価もでき学習内容の定着も図れる。
精華小学校 資料2	<p>個別のつまずきに応じてタブレット端末を活用することで学習意欲の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末（デジタル教科書）の読み上げ機能やルビ機能を活用して音読や一人読みに取り組んだ。 ・書字などに困難さのある児童に宿題、家庭学習用にタブレット端末を貸し出した。 ・互いの姿を画像や動画で写して見せ合うことで、共有して話し合いをすることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・困難さのある児童に合わせて、タブレット端末を活用することで学習の意欲を高めた。全学級の中で数名だけが活用することが当たり前となってきた。 ・動画をもとにペアで交流することで視覚支援があるため、かかわりやすくなり社会性の向上につながる。
北栄小学校 資料3	<p>特別支援教育の視点に立った実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算数科少人数指導においてタブレット端末を活用した基礎基本の定着 ・特別支援学級において1人1台のタブレット端末を活用した支援 ・全教室に大型モニターを設置してタブレット端末と連動した視覚支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・1人1台活用することで即時評価、自分のペースでの学習ができるため、意欲的に学習ができる。 ・大型モニターの視覚支援があることで、全ての児童にとつてわかりやすい指導となる。
陶都中学校 資料4	<p>陶都中のユニバーサルデザインの授業</p> <ol style="list-style-type: none"> ①教室環境のUD化 ②授業のUD化 ③人的環境のUD化 <ul style="list-style-type: none"> ・英語のデジタル教科書で各自が発音練習をする。 ・タブレット端末で理科の実験や観察をする。 ・タブレット端末で社会の調べ学習の小集団でまとめて、それを交流する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個の学び方に応じて活用できるため、繰り返しやりたい生徒は何度もやりどんどん進みたい生徒はどんどん進めていた。 ・グループでタブレット端末を活用することで、そこに生徒で共働学習が生まれた。社会性に課題がある生徒も関わり学ぶことで学習への意欲を高

		めることができる。
北陵中学校 資料5	生徒に「できた」「わかった」を実感させ「学力の向上」と共に、「自尊感情の高揚」や「支援の必要な生徒の二次障がいを軽減させる」という目的を有した教科での実践を行った。 ・一斉授業の導入や終末における習熟度別学習 ・長期休業中の学習支援 ・一斉授業の展開部でのグループ学習 ・自作のデジタル教科書	・いろいろな教科に広げた実践を行った。その際は「誰に」「なにを」「どの場面で」「どのように」の意図を明確にして活用させていく。 ・教師のスキルアップとして、教師の到達目標を作成した。

2. 成果と課題

- 指定校で実践を進めてきたことで、子どもの状態に応じたタブレット端末を活用した支援方法が明らかになってきた。支援を必要とする子どもにも、学習をする機会を平等に提供することができるようになってきている。それにより、学習意欲が高まり、自尊感情も向上した事例がある。
- 指定校の実践を各主任会に合わせて公開授業を実施したこと、市内の全学校へ実践事例を提供することができた。そのときに、タブレット端末を実際に扱う研修の時間を設けることで理解を促した。
- 各学校でタブレット端末を有効に活用できていない実態もある。その要因は、教師が活用方法を十分に理解するまでに至らなかつたため、まだ児童生徒へ活用させることへの抵抗感があることが考えられる。
- タブレット端末に関わる設備面においてまだ課題がある。例えば、タブレット端末の台数や大型モニター（タブレット端末の画面を拡大して提示するために必要）がまだ不足していること、アップデートに手間がかかること、セキュリティーの問題などである。

今後の方向

～市教委が実施する内容～

- ・タブレット端末を活用した事例について、ホームページで公開したり、各種主任会、研修会等で情報提供をしたりしていく。また、学校からの要望に応じて、市教委が活用方法についての研修会を実施する。
- ・タブレット端末の環境面について、他のICT機器との関わりも考慮しながら、段階的に整備を進めていく。

～園や学校が実施する内容～

- ・個別の教育的ニーズに応じた支援のツールとしてのタブレット端末を活用する。教職員がそれにより学習の機会を平等に提供することの認識をする。
- ・個別の対応について、周りの児童生徒や保護者への説明も十分に行うことで、支援が受けやすい環境づくりに勤める。

基本施策4-① 就学先決定の仕組みの見直しと支援の充実	担当課 教育相談室 子ども支援課 保健センター
--------------------------------	----------------------------------

1. 実践の内容

これまでの3年間の就学先決定の仕組みの改善を行ってきた内容をまとめた。

(1) 背景

①学校教育法施行令の一部改正について

平成25年9月に学校教育法施行令の一部改正がなされた。就学先を決定する仕組みの改正視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、同令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。）について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として小中学校へ就学することを可能としている現行規定を改め、個々の児童生徒等について、市町村の教育委員会が、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点（※）から就学先を決定する仕組みとする。

※障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた

②平成25年度までの就学先決定の仕組みにかかる多治見市の課題

就学指導委員会に諮る件数が非常に多い。そのため時間的にも審議をするのが大変な状況がある。実効的な就学指導委員会のあり方を検討する必要がある。

再検討の案件が多く、園内・校内就学指導委員会で十分に審議がなされていないと考えられる案件もある。園内・校内就学指導委員会の助言をするアドバイザーの派遣が必要。

(2) 平成26年度（仕組みの改善を行った1年目）

下記のように就学先決定の仕組みの見直しを行った。これまで園と学校から個人調書を提出して、それと園や学校から先生方に委員会に出席してもらい、約3分程度の審議をして判定をしていた。

そこで、市の就学等支援委員会に個人調書を提出するよりも前に、就学等支援委員会の委員や関係機関の職員などが巡回相談で園や学校を訪問して子どもの様子を実際に見て、園や学校の様子を十分に聞き取ることにした。それにより、より適切な就学先決定につなげたり支援方法や支援体制について助言するようにした。

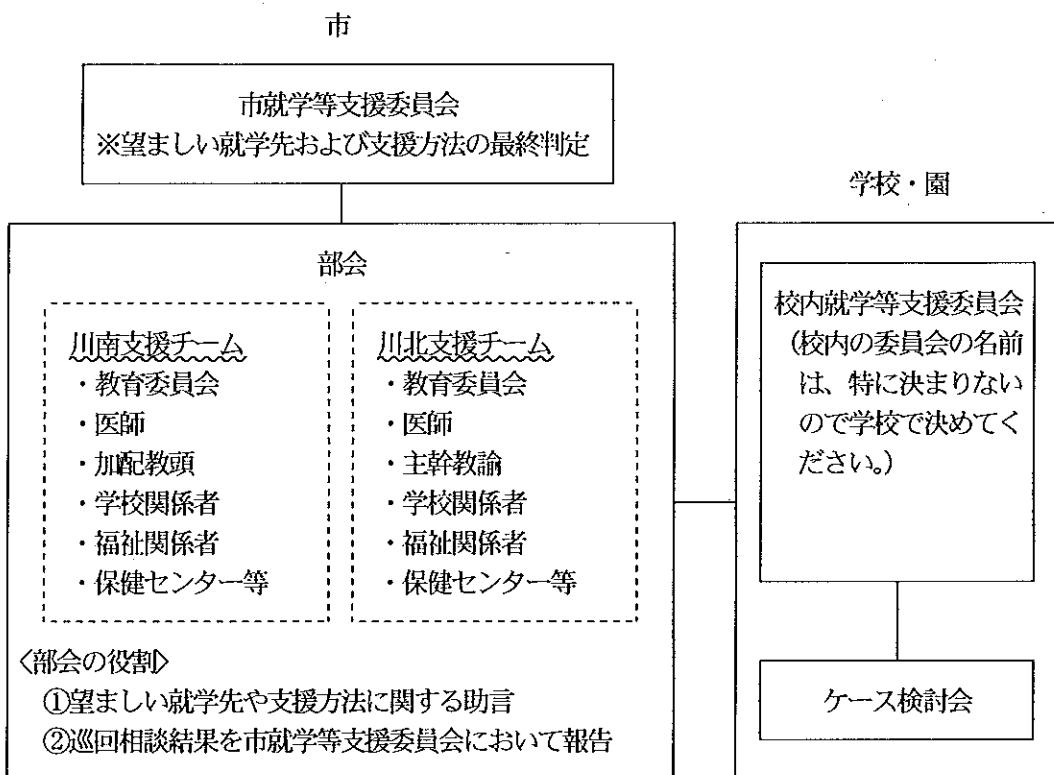
①方針

障がいのある園児や児童、生徒の一人一人の特別な教育的ニーズを踏まえ望ましい就学先が決定できるように助言し、適切な支援方法や体制についての助言が図れるようとする。

②重点

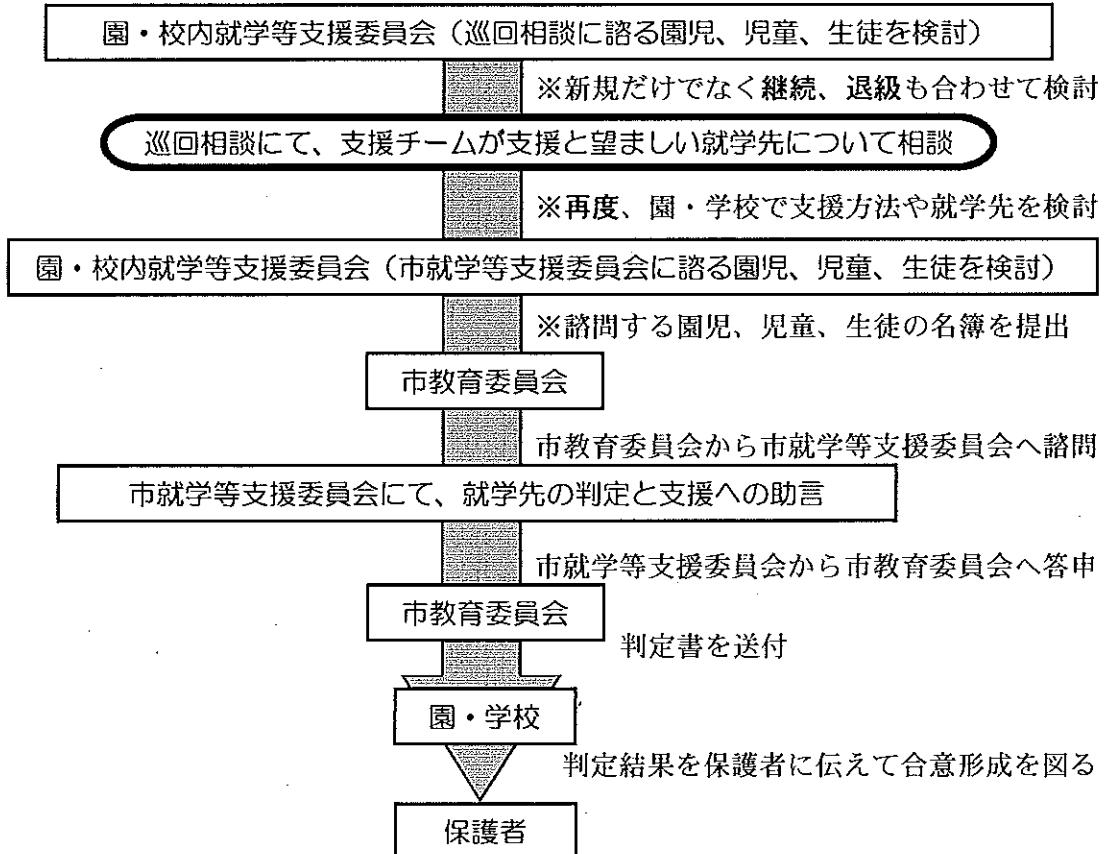
- ・障がいに応じた教育の場の審議
- ・事前相談、事前観察等による実態把握および支援方法の助言等の充実
- ・保護者の意見聴取の徹底
- ・就学相談充実のための他機関との連携

③組織と役割



④就学支援の流れについて

※園や学校にて、支援を要する園児、児童、生徒の把握をする。



- ・市就学等支援委員会の下部組織をつくり、園や学校へ助言をするアドバイザーを派遣する巡回相談を実施。
- ・支援チームによる巡回相談の内容

- ・対象児の観察
- ・望ましい就学先に関する協議
- ・支援体制、支援方法に関する相談
- ・担任への支援、指導に関する相談
- ・保護者への教育相談、就学相談、発達相談等

⑤巡回相談の流れ

- ・日程について（午前1校・午後1校）

9：00～ 9：30 9：40～11：00	・支援チームが対象となる児童・生徒の授業の観察 ・支援チームによる相談
14：00～14：30 14：40～16：00	・支援チームが対象となる児童・生徒の授業の観察 ・支援チームによる相談

※上記の予定は例である。相談の児童生徒の人数や状況による。

- ・巡回相談で学校側が参加する人
 - ・管理職
 - ・特別支援教育コーディネーター
 - ・学校が必要だと思われる人
- ・巡回相談の対象となる児童・生徒
 - ・市就学等支援委員会に審議を諮ろうと考えている園児、児童、生徒
- ・巡回相談で必要な文書

※既存の文書を提示する。

 - 例　・医療機関の診断書
 - ・検査結果（WISCIV）
 - ・校内のケース会議の資料　など
- ・年間3回の巡回相談を実施

	実施時期	主な対象者
第1回	5～6月	小中学校で新規で諮る可能性の児童生徒
第2回	6～8月	幼稚園・保育園の来年度の新就学の園児
第3回	9月	小学校の特別支援学級継続の児童 (特別支援学級に在籍している小学校6年生)

⑥成果と課題

成果

- 巡回相談を行ったことで、実際に子どもの様子を見て園や学校の話を聞いて子どもの状態を理解した上で、いろいろな立場の人から支援方法や就学先についての意見の交流をすることができた。
- 巡回相談を行ったことで、園や学校が見通しをもった支援を行えたり、早期からの保護者との就学相談を行うことができたりした。
- 従来の個人調書だけでなく巡回相談で得られた子どもの困難さや保護者のニーズなども含めて就学等支援委員会で審議をすることができ、より適切な判定につながった。

課題

- 園や学校間で支援方法や就学先についての考え方の格差がある。
- 就学等支援委員会で総合的判断をした結果、委員会の判定と保護者の主訴とが違う場合がある。その場合、園や学校から判定とその理由を伝えて保護者と合意形成を図ることが困難なことがあった。

(3) 平成27・28年度（仕組みの改善を行った2・3年目）

①改善策

- 保護者への早期からの情報提供や教育相談を充実させる必要がある。そのために、巡回相談の対象者を年長児だけでなく年中児まで拡大した。また、特別支援学級に在籍している5年生の児童も巡回相談で必ず見るようとする。それにより、園と学校に見通しをもった就学相談の実施を促す。
- 保護者との合意形成が困難な場合は、園や学校の依頼に応じて、就学等支援委員会と市教委が保護者との調整を図る。

②巡回相談の拡充

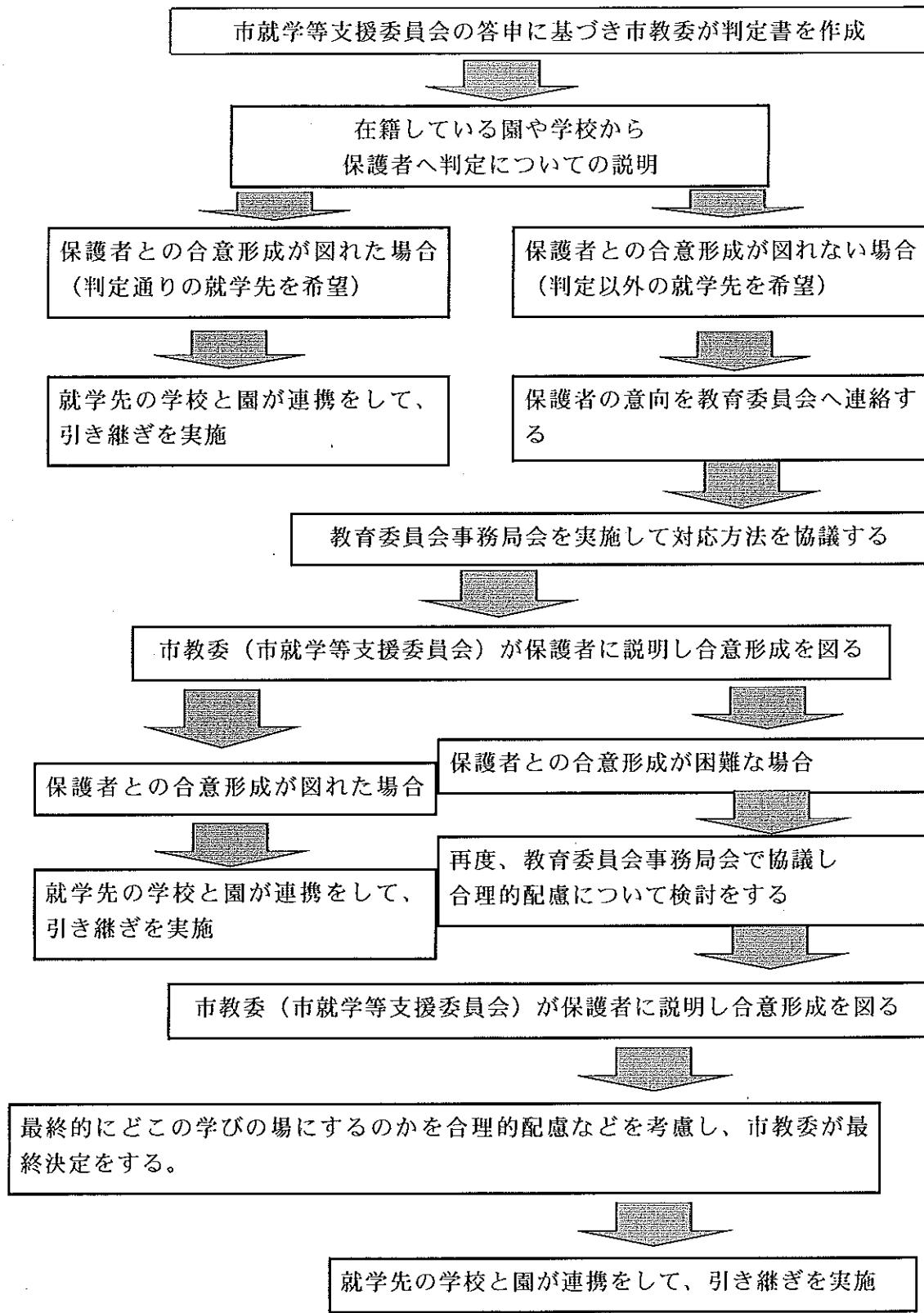
- 第1～3回の巡回相談に加えて、第4回巡回相談を新たに設けた。
- 第4回巡回相談の対象者は年中の園児である。
- 平成27年度は、21名の年中の園児の巡回相談を行った。
- 特別支援学級に在籍する5年生の児童について、第3回に併せて実施した。

③就学先決定に際して保護者との合意形成が困難な場合の対応

- 園や学校の依頼に応じて市教委が懇談に参加する。
- 保護者のニーズについて聴取し子どもの教育的ニーズについても再度聴取する。
- その後、教育委員会事務局で話し合いをし、提供が可能な合理的配慮についての検討やそれに伴う就学先について検討をする。
- 保護者と合理的配慮とそれに伴う就学先の合意形成が図れるまで懇談を繰り返す。

④保護者と合意形成にかかる対応の流れを作成

本人・保護者の意見を十分に聞きながら、支援や就学先についての合意形成を下記のように図っていく。



⑤成果と課題

成果

- 巡回相談を繰り返し行ってきたことで、園や学校が支援方法についてよく考えられていることが増えてきた。また、それに伴う就学先についても園や学校が十分に検討される事案が増えてきた。(表1参照)
- 年中や特別支援学級に在籍する5年生についても巡回相談をすることで、見通しをもつた支援や就学相談につながっている。
- 保護者との合意形成については困難さはあるが、必要に応じて市教委が対応することで、保護者のニーズと子どもの教育的ニーズを再度とらえなおして、ていねいに対応することができた。

課題

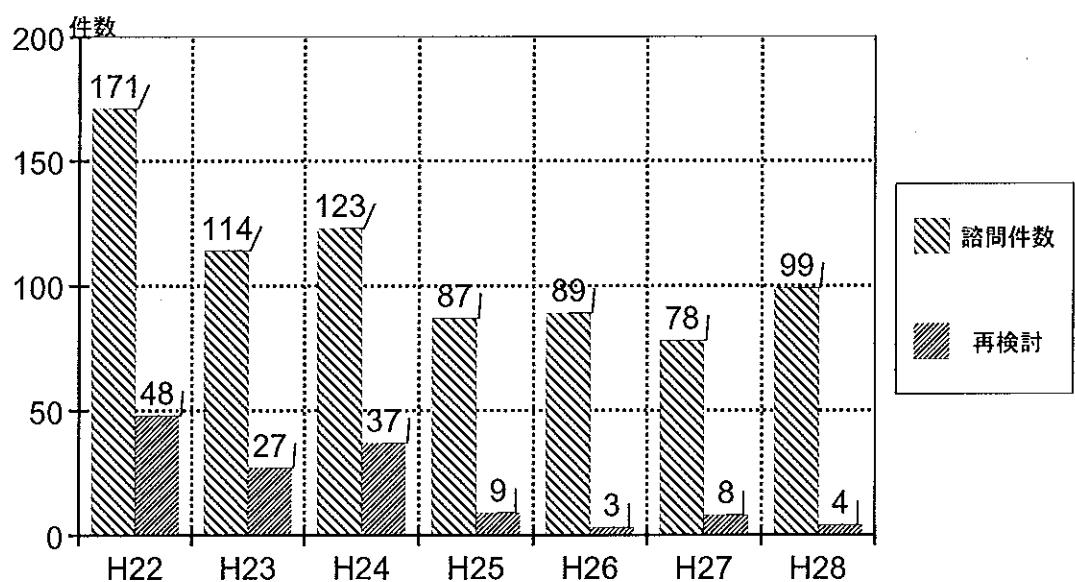
- 今後も巡回相談を続けていく中で、園内や校内での支援方法や就学先についての検討が十分なされるように、学校の支援体制を考慮しながら助言を進めたり、巡回相談後も継続的に相談を受けていく。

(4) 就学等支援委員会(就学指導委員会)にかかる審議の状況

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
質問件数 (件)	171	114	123	87	89	78	99
全児童生徒数 (人)	9857	9614	9312	9102	8898	8700	8546
割合 (%)	1.7	1.1	1.3	0.9	1.0	0.8	1.1
再検討件数	48	27	37	9	3	8	4

質問件数：新規に質った件数

再検討：背景が不明確なため再検討、通常学級の判定、主訴変更の場合にそれが適切でないという判定を含む



(5) 合意形成を諂るのが困難であったケース

就学等支援委員会の判定後に保護者と市教委が話し合いをしたケースについて

平成27年度 6件 平成28年度 5件

(※個人情報のため詳細掲載しない。口答で説明。)

2. 成果と課題

○巡回相談で実際に子どもを見て十分に普段の様子を聞いたり、関係機関が情報を共有をしたりすることで、子どもの状態をこれまでより正確に把握することができた。それをもとに園や学校へ助言することで、園内・校内の就学等支援委員会がより適切に行われるようになってきたことが、再検討件数の減少につながっている。これは、園や学校が子どもの困難さを把握してその支援方法や学びの場を明確にして支援を進めている表れである。

○各関係機関が連携することで、効果的な巡回相談が実施できている。また、子どもの状態に合わせて招集するメンバーを調整することで、関係機関の過度な負担にならないようにしている。

●園や学校が子どもへの支援や適した学びの場の提供が必要だと考えた場合でも保護者の子どもの状態に対する理解が難しいため進まないケースがある。その結果、子どもの不適応が増えていく場合がある。

今後の方向

～市教委が実施する内容～

- ・今後も園・学校が支援や就学先についてより適切な判断ができるようにするために、巡回相談を継続していく必要がある。また、必要に応じて継続的に対象となる園児児童生徒の実態を把握し、園や学校の相談に応じていく。

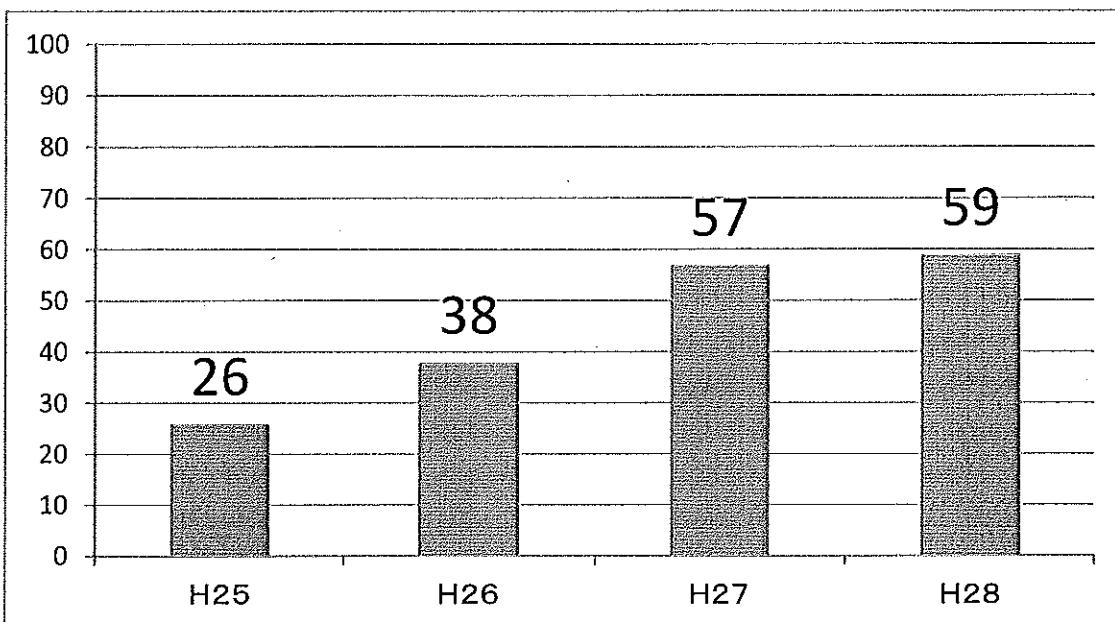
～園や学校が実施する内容～

- ・普段から長期的な見通しをもち合理的配慮について保護者と園・学校が定期的に話し合う必要がある。そのときに、本人・保護者の意見を十分に聞いた上で共により支援を見つけ共有することが必要である。（個別の教育支援計画の有効活用）

基本施策5-① 居住地校交流の取組の推進	担当課 教育相談室 教育研究所
-------------------------	-----------------------

1. 実践の内容

(1) 居住地校交流（直接交流）の実施状況（%）



平成28年度については、3月までに実施をする見込みを含んでの割合である。

小学部は82%、中学部は28%の実施率であった。

(2) 実践例

①対象の児童

在籍校：特別支援学校 3年生 Aくん

交流籍した学級：知的学級（7名）

②ねらい

～特別支援学級の児童のねらい～

- ・受け持ったコーナーでは、友達に声をかけたり、かけ声をかけたりすることができる。

・友達の誘いに応えたり、友達の様子を見て一緒に活動したりすることができる。

～知的学級の児童のねらい～

- ・友達のことを考えて仲良く活動する。
- ・自分たちの役割を責任もって行う。

③主な活動の様子（お楽しみ集会）

主な活動内容	子どもの様子
--------	--------

ア. Aくんの受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・校長室に来ていたAくんを7人でお迎えに来て知的学級の児童が「久しぶり」と声をかける。Aくんも嬉しそうに一緒に教室へ移動する。 ・輪になっていた座席に座る。
イ. 本日の流れについて先生が説明をする。	
ウ. 知的学級の児童が司会進行を順に行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・司会の役割の児童が一生懸命話をする。それを真剣に聞く雰囲気がある。
エ. 「あわてんぼうのサンタクロース」を歌う。	<ul style="list-style-type: none"> ・知的学級の児童は元気よく歌う。Aくんは歌に合わせて楽しそうに体を動かしている。
オ. ゲーム1「かんつみ」	<ul style="list-style-type: none"> ・Aくんが司会進行を行う。マイクを持って、対戦相手を指名したり、積んだ缶の数を数えたり、勝敗を決めたりする。 ・それに従って、7人の児童が順にゲームを行う。
カ. ゲーム2「じゃんけん列車」	<ul style="list-style-type: none"> ・Aくんがルールが分からぬときは他の児童が教えながらゲームに参加する。
キ. みんなで踊ろう「OLLA！」	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校で踊っている踊りをみんなでやる。Aくんは慣れているため、元気よく踊る。知的学級の児童も覚えていて踊ることができた。
ク. 振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ・Aくんも楽しかったという感想を体で表した。
ケ. Aくんの見送り	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関までAくんを送り、ハイタッチでお別れをした。

④活動のよいところ

- ・児童同士が自然なかかわりができており、双方が楽しみにしていた。
- ・Aくんにも司会進行する場が位置付けてあり、普段やっている踊りを取り入れることで活躍する場があった。
- ・知的学級の児童の一人一人の役割があつたり、お楽しみ会を計画するところでは話し合い活動をしたりするなど、知的学級の児童が作り出した集会となっていた。
- ・それぞれのねらいが達成できていた。特に、知的学級の児童は相手意識を育てるのに有効であった。

⑤こうしたよい活動を生み出した要因

- ・年に3回の実施ということで見通しをもって計画をして準備をするなどの時間的なゆとりがあった。
- ・担任の先生同士が連絡を取り合い、ねらいを明確にしたり活動を確認したりして、事前にやることを両者ともよく知っていた。そのため、どちらも準備をして学級集会に取り組むことができた。



多治見市のめざしたい居住地校交流

①特別支援学校の児童生徒と居住地校の児童生徒の関わりがある交流

お客様として来校するのではなく居住地校の一員としての意識をもたせていく。双方の児童生徒に事前の説明をしたり、事前の準備をしたしすることを通して相手への意識を育していく。（ただし過度な負担にならないように配慮する。）また、自己紹介や過去の交流の掲示を位置づけるなど環境への対応をする。

②双方に学びや育ちがある交流

双方の担任が事前に十分な打ち合わせを行う。その際に、来校する児童生徒の実態を把握して、特性や活動が可能な内容を確認することで、配慮できることについて確認をすることで、少しでも安心して活動ができるようになる。

また、それぞれのねらいを明確にするために、この交流を通してどんな力を養うのかについて双方が考える。

③双方にとって過度な負担にならない内容や回数の交流

内容や回数については、本人・保護者の希望を十分考慮をして、双方が無理のないところで実施をしていく。過度な負担にならないようにすることで、居住地校交流を継続していくことを大切にしていく。

2. 成果と課題

- 居住地校交流を行うことで、子ども同士のつながりが生まれ、関わりが増え同じ仲間であるという意識が芽生えている。それにより、互いが居住地校交流を楽しいものであるととらえて取り組むことができている。
- 中学校での実施率が低い。その理由としては、生徒同士の差が大きく、本人や保護者が交流することの意味を感じない一緒にやれる活動ことがないなどである。

今後の方針

～市教委が実施する内容～

- ・5月の打ち合わせ会を継続していく、担任だけでなく各学校の特別支援教育コーディネーターが対象の児童生徒を把握し学校で対応をする意識をもってもらう。
- ・特別支援学校と連携して、中学校においてどのような内容や方法で実施をすることがよいのかを検討していく。

～園や学校が実施する内容～

- ・学校のできる範囲で事前や事後の取組を行い、双方のねらいを明確にして取り組んでいく。対象となる児童生徒をその学校の一員として迎えるように、全職員に周知をして、見かけたら声をかけるなど体制を整える。

基本施策3-① 特別支援教育コーディネーターの専門性向上	担当課 教育相談室 教育研究所 子ども支援課
---------------------------------	---------------------------------

1. 実践の内容

インクルーシブ教育のさらなる充実のためには、各園、学校においてその中心を担う特別支援教育コーディネーターの資質向上を欠かすことはできない。

以前のインクルーシブ教育推進委員会では以下の意見が出された。

- ・特別支援教育コーディネーターの中核となる職員の資質向上
- ・児童生徒への支援の質の向上（アドバイザーの加入）
- ・中学校区での連携強化
- ・ケース会を通した特別支援教育コーディネーターの資質の向上

現在実施をしている「全員を対象とする研修（特別支援教育コーディネーター部会等）」は、全員が同じ研修をしたり中学校区ごとの情報交流をしたりするなどたいへん有意義である。一層の資質向上を図るためにには特別支援教育コーディネーターから出たニーズや課題に焦点をあて専門的な外部機関の協力のもと各学校の具体的な事例の検討、解決を通して行う研修が必要であると考える。

また、生徒指導（虐待問題）、学習指導（UD化）、具体的には不登校問題や学びの場の選択についての問題や個々の指導に関する事、保護者対応についてまで、発達障害に対する知識、対応が不可欠になってきており、そうした現状の中で特別支援教育コーディネーター学校教育への位置づけとそれに伴う資質向上が喫緊の課題となっている。

1. 多治見市における特別支援教育コーディネーターの課題

特別支援教育コーディネーターのアンケートや巡回相談で学校の相談を受ける中で特別支援教育コーディネーターの課題と考えられること。

①個別の教育支援計画の作成方法や活用方法が十分ではない。

- ・校内の特別な支援が必要な児童生徒についての課題をどうやって明確にするのかがわからない。そのため、支援が具体的になっていない。
- ・P D C A サイクルで個別の教育支援計画の見直しや修正が図られていない。

②ケース会を位置付けているがなかなか効果的な会になり得てない。

- ・ケース会においてどのように進行をして、どのようにまとめていかが明確でないため、話し合いはしたが次の目標や支援が明確にならない。

③保護者や教員の困り感に対応するためのスキルが十分ではない。

- ・保護者から子どもの困難さに対しての相談や保護者に子どもの障がいの受け入れを促すことなどがなかなかできない。
- ・担任が自分の学級の児童生徒への困り感に対する支援方法について悩んでいることへの適切なアドバイスができない。

2. 特別支援教育コーディネーターのリーダーを育成して各校の支援体制を構築する仕組みについて

中学校区の特別支援教育コーディネーターの中からリーダーを1名決める。そのリーダーを中心とし、特別支援教育コーディネーターが今まで以上に連携し特別支援教育の充実を図る仕組みを構築する。

(1) 特別支援教育コーディネーターの役割

- ①自校の特別支援教育の推進のために、個別の教育的ニーズへの対応のために校内の連携を強化したり校内研修を充実したりするなど、校内の核となって活動する。
- ②中学校区における他校の特別支援教育コーディネーターと連携をして相談や助言を行う。

(2) 特別支援教育コーディネーターの選出について

- ①各中学校区の小中学校の特別支援教育コーディネーターから特別支援教育コーディネーターのリーダーを1人決める。合計8人となる。(特別支援教育コーディネーターのリーダー)
- ②決定の仕方は、中学校区の校長が話し合いにより決定をする。(4月)
- ③特別支援教育コーディネーターのリーダーは自校の特別支援教育コーディネーターを兼ねてよい。

中学校区

陶都中学校区	精華小、共栄小、陶都中
多治見中学校区	養正小、滝呂小、多治見中
平和中学校区	昭和小、池田小、平和中
小泉中学校区	小泉小、小泉中
南ヶ丘中学校区	市之倉小、脇之島小、南ヶ丘中
北陵中学校区	根本小、北栄小、北陵中
南姫中学校区	南姫小、南姫中
笠原中学校区	笠原小、笠原中

(3) 特別支援教育コーディネーター研修（特コ研）と特別支援教育コーディネーター アドバンスド研修（特コAD研）について

- ・特コ研は年間4回、特コAD研は年間5回とする。
- ・特コ研と特コAD研は一部を合同で研修して、一部を別々に研修する。
- ・5回ともに兵庫教育大学から宇野教授や岡村教授からの指導をもとに、実施をする。
- ・特コAD研については、個人の目標を設定し振り返りをしながら、そのフォローアップを兵庫教育大学の教授が行う継続型の研修とする。
- ・研修の参加者は、幼稚園と保育園、小中学校の特別支援教育コーディネーターとす

- る。(その中の8人を特別支援教育コーディネーターリーダーとする)
 ・夏季休業中の特コ研は半日、特コAD研は終日の研修とする。

第1回（5月）3時間

- ・テーマ：個別の教育支援計画の作成について

	特コ研	特コAD研	研修の形態
前半	レクチャー・事例	レクチャー・事例	講義形式（合同）
中盤	ワークショップ	ワークショップ	グループ討議（合同）
後半	情報交流	実践課題決め	交流（個別）

- ・前半から中盤は特コ研と特AD研は共同で実施をする。後半は2つに分かれて実施。
- ・後半の特コ研は、中学校区別のグループに分かれて各園や各校の実態の交流。
- ・後半の特コAD研は、1年間の個々の目標決めとそのための方策を検討。実践課題の内容によってグループ分けをして交流。

第2回（7月）3時間

- ・テーマ：ケース検討会の進め方について

	特コ研	特コAD研	研修の形態
前半	レクチャー・事例	レクチャー・事例	講義形式（合同）
中盤	ワークショップ	ワークショップ	グループ討議（合同）
後半	情報交流	実践の振り返り	交流（個別）

- ・後半の特コ研は、中学校区別のグループに分かれて各園や各校の実態の交流。
- ・後半の特コAD研は、1年間の個々の実践課題にかかる2ヶ月間の実践の交流をして、今後の方向について討議をする。

第3回（8月）

- ・主な内容：コンサルテーションについて

～午前～2時間

- ・特コAD研のみを実施して、個々の実践に関わるフォローアップを行う。

	特コ研	特コAD研	研修の形態
	※なし	個々の実践の交流と そのフォローアップ	交流（個別）

～午後～3時間

- ・演じて学ぶ演劇づくりワークショップ

	特コ研	特コAD研	研修の形態
前半	レクチャー	レクチャー	講義形式（合同）
中盤	ワークショップ	ワークショップ	グループ討議（合同）
後半	交流	交流	交流（共同）

- ・すべて共同で実施をする。その際、特別支援コーディネーターリーダーが各グループのリーダーとなり演劇づくりを進める。
- ・中学校区でグループを作り互いにある設定のもと演劇をつくることを通して、コンサ

ルテーションを学ぶ形式の研修となる。

- ・互いにつくった演劇を披露することで、どうコンサルテーションをするとよいのかを自ら気づき進めていく。

第4回（10月）3時間

- ・テーマ：ユニバーサルデザインの授業改善について

	特コ研	特コAD研	研修の形態
前半	※なし	レクチャー・事例	講義形式
中盤	※なし	ワークショップ	グループ討議
後半	※なし	実践の振り返り	交流

- ・特コAD研のみを実施。

- ・授業づくりに特化して自校のユニバーサルデザインの授業づくりを振り返る。

第5回（2月）3時間

- ・テーマ：特別支援教育コーディネーターリーダーの報告会

	特コ研	特コAD研	研修の形態
前半	実践から学ぶ	実践発表	発表形式（合同）
中盤	実践から学ぶ	実践発表	発表形式（合同）
後半	指導講評	指導講評	講義形式（合同）

- ・8人の特別支援教育コーディネーターリーダーが5月に決めた各自の実践課題に関する実践を約10分にまとめて発表をする。特別支援教育コーディネーターはその実践から学んだり質疑応答をしたりする。

- ・指導講評は兵庫教育大学が行う。

（4）特別支援教育コーディネーターリーダーの主な活動内容

- ①自身が決めた実践課題に沿って校内で実践を行うことで、自校の特別支援教育の充実を図る。

～実践課題の例～

- ・誰でもできるユニバーサルデザインの授業づくり
- ・個別の教育支援計画の有効活用について
- ・PDCAサイクルで動かすケース検討会議
- ・つながる校内の支援体制をつくる
- ・担任と共同して進める特別支援教育

- ②中学校区における特別支援教育コーディネーターとの連携や相談を行う。

～連携や相談の例～

- ・支援が必要な子どもの情報交流をする。
- ・各校のケース会の進め方について相談をする。
- ・各校できそうな校内研修の方法の交流をする。
- ・支援が必要な児童生徒への支援方法の相談をする。

※必要に応じて特別支援教育コーディネーター同士がかかわり助け合える形となる。

- ・特に（1）を重視する。（2）関してはできる範囲で特別支援教育コーディネーターが横につながりながら進めていく。

（5） Q & A

Q1：特別支援教育コーディネーターリーダーを育成する意図はなんですか。

A：全員の資質向上のために、各中学校区で核となる人材育成をする。そのためには、講義形式の研修だけでなく、個々が実践課題をもち主体的な実践をして、それをフォローアップする継続型の研修とする。そのリーダーが各中学校区で他の特別支援教育コーディネーターとつながり、全体の底上げを行っていく。

Q2：特コ研と特コAD研が合同で行われたり個別となったりしているのはなぜか。

A：合同で行うことで、特別支援教育コーディネーター全員の資質向上を行う。個別で行うことで、特コ研ではできるだけ他校や園の先生方とつながり関係づくりをしていく。それと同時に特コAD研では各自が実践課題をもち継続型の研修を行うことで、さらに資質の向上を図る。

Q3：なぜ実践課題を設定して実践を行いそのフォローアップを全員の特別支援教育コーディネーターでやらないのか。

A：兵庫教育大学の教授がフォローアップをする。そのため、最大2人で教授がフォローアップできる人数が8人と限られるため。また、負担が増えるため全員同じ継続型の研修にすることは困難である。

Q4：中学校区で特別支援教育コーディネーター同士がかかわる場があるのか。

A：その場は設定しないが、個々でかかわり相談をしていくことで特別支援教育コーディネーター同士が横のつながりができるこを目指している。

Q5：人事異動でせっかく育てた人材が市外へ流出してしまうのではないか。

A：人事異動のため、特別支援教育コーディネーターリーダーが次年度に市内にいない場合もある。だからこそ、多治見市独自で特別支援教育コーディネーターを育成するシステムを構築することで、人が替わっても資質向上が担保でき研修システムをつくっていくことが必要となる。

（6） その他

- ・兵庫教育大学が研究を進めてきた特別支援教育モデル研究開発室の協力のもとすすめる事業となる。そのため、特別支援教育コーディネーターリーダーや学校へのアンケート調査の実施と実績報告書の作成（市教委）をする。
- ・初年度は、すべての講座を兵庫教育大学の講師が担当するが次年度以降は徐々に市教委の担当者が兵庫教育大学の助言を受けながら

(7) 活用していく研修内容について

① 目標マップ

校内の支援の年度の目標を明確にして、目標達成に向けた戦略を立て、自らの歩みを定期的に振り返る機会を設定する。効率的に仕事を進めるために、視覚化ツールを活用する。

② 演じて学ぶコンサルテーション

コンサルテーションの相手から、いかに情報を引き出せるのか、これらの情報をいかに整理できるかが問題解決につながる。コンサルタントとコンサルティの間で生じるコミュニケーションのプロセスを実際に検討することで、機能的なコンサルテーションを学ぶことになると考える。その具体的な手法として、演劇づくりがある。

③ 経験学習

リーダーシップを高めるために、自信の実践を対象化して捉え、実践の現場で起こっている事象を振り返り多面的に分析し、さらに実践の後に課題の評価をおこなうリフレクションが欠かせない。具体的経験を内省的に観察することを通して、学を促すことは、自分なりの自分らしいリーダー像を発見することにつながり、特別支援教育コーディネーターリーダーとしてのミッション・ビジョンをより明確にしていく作業となる。

多治見市がめざすインクルーシブ教育システムの構築について

平成29年3月3日

平成25年度にインクルーシブ教育推進委員会を立ち上げ、2年間の討議を重ねて、「インクルーシブ教育推進たじみプラン」を策定した。平成27年度から3年間のプランとして実行をしてきた。平成29年度にはインクルーシブ教育推進たじみプランを見直し、平成30年度より改訂したプランで多治見市のインクルーシブ教育システムの構築をさらに進める計画である。そこでこれまでの委員会での意見やプランの進捗状況をもとに、多治見市がめざすインクルーシブ教育システムの構築を具体化していくものである。

1. めざす方向

多治見市では、共生社会の形成をめざして、インクルーシブ教育（支援児包容教育）を推進している。

多治見市がめざすインクルーシブ教育は、障がいの有無及び程度に応じ、学びの場を分けるのではなく、同じ学びの場において共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的支援を必要とする子どもに最も的確な指導を行うことをめざす教育である。保健、福祉、医療と教育が連携をして、それぞれのライフステージにおいて社会自立や就労につながるための力を育てていく。

（1）共生社会の形成とは

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に入格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。

（2）障がいの有無及び程度に応じ、学びの場を分けるのではなく、同じ学びの場において共に学ぶことを追求するとは

障がいのある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。

（3）個別の教育的支援を必要とする子どもに最も的確な指導を行うとは

障がいのある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障がいのある子どもの教育の充実を図ることが重要である。

同時に、特別支援教育に関連して、障がい者理解を推進することにより、周囲の人々が、障がいのある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。

(4) それぞれのライフステージにおいて社会自立や就労につながるための力を育てていくとは

ライフステージにおいて短期目標と共に長期目標を位置づけて、社会自立や就労に向けてつけなければならない力を段階的につけていく。このように早期から見通しをもった支援等を行っていくことにより、社会の一員として積極的に社会参加ができるようにしていく。

2. 基本理念

みんなが伸びる　みんなと伸びる　自立を支援する教育の推進

障がいの有無にかかわらず、一人一人の教育的ニーズに対応してその子どもの力を最大限伸ばしていく。そのときに、個別の支援とともに集団のかかわりの中で社会性を伸ばし、共に学び合う姿を大切にしていく。こうした教育を展開していくことで、個々が自分らしさを活かしながら社会に積極的に参加していくことを目指していく。

3. 基本方針

多治見市では「一人一人の教育的ニーズへの対応」と「自立を支援するための園・学校力の向上」、「社会自立のためのより適切な支援をするための諸機関との連携の強化」の3つを柱にインクルーシブ教育システムの構築をしていく。

基本方針 1：一人一人の教育的ニーズへの対応

一人一人の教育的ニーズはそれぞれ違うという認識のもと、まずは子どもの理解に努める。その上で、教育的ニーズを明確にして、適切な支援を行いそのために多様な学びの場を柔軟に活用し、できるだけ個の力を伸ばしていくように支援をしていく。

基本施策 1：一人一人の教育的ニーズを把握し、それに応じた指導・援助の充実

①個の教育的ニーズに応じた適切な変更・調整

- ・学級の全員の中から困難さを抱えている子どもを見つける、子どもの困難さの要因を分析し、子どもの困難さから長期目標と短期目標を決める。
- ・いつどこで誰がどんな支援をするのかを具体化して、定期的に評価することで目標の見直しや支援の改善をする。(PDCA サイクル)
- ・合理的配慮の内容については、本人と保護者とよく相談をして合意形成を図り家庭や関係機関と連携をしていく。
- ・合理的配慮の実施については、環境面を整えたり、学習内容を調整したり、必要に応じてICTを活用したりするなど、子どもの自尊感情に配慮した支援をする。

- ・合理的配慮の提供については「個別の教育支援計画」の有効活用をする。
- ・特別支援教育を受けている児童生徒だけでなく、通常学級に在籍する困難さのある児童生徒にも同様に個別の教育支援計画を作成して、個別の教育的ニーズに応じた支援をする。

②タブレット端末を活用した発達障がいの可能性のある児童生徒への支援の工夫

- ・個別の困難さに応じたタブレット端末の活用方法についてはこれまでの実践で明らかになってきており、その内容や方法についても指定校の実践をもとに共有しつつある。今後は各校に配備されているタブレット端末を積極的に支援に活用する。
- ・教職員がタブレット端末の扱いに慣れ、支援のツールの1つとして柔軟に活用できるようにする。
- ・支援方法におけるツールの1つとしてタブレット端末を活用することで、効果的な支援につながることを教職員、子どもや保護者が認めていく。
- ・支援に有効なアプリやデジタル教科書などを必要に応じて配備する。

基本施策2：多様な学びの場の整備と関係機関の連携

①支援の連続を図る関係機関の連携の充実

- ・校種間での情報の共有することにより、入学前から支援について検討したり保護者への情報提供や教育相談を実施したりする。それにより、子どもも保護者も共に安心して入学ができ、切れ目のない支援を行うことができる。
- ・困難さのある子どもの保護者が「たじみスマイルブック」を所有をすることで、子どもに関わる情報を一括管理をすることできる。また、保護者が関係機関にこれを提示することで、子どもの状態の理解やこれまでの支援の様子などが円滑に伝わるようにしていく。
- ・必要に応じて支援が必要な子どもの情報を関係機関で共有する。その上で、適切な連携を図る。

②キヨウスタッフ（支援員）の効果的な配置と研修

- ・特別支援教育コーディネーターが中心となって校内の支援が必要とされる児童生徒の状態を把握しキヨウスタッフの効果的な支援の計画を立て、教職員とキヨウスタッフが共有をする。また、定期的に子どもの状況を確認して見直しを行う。
- ・学校において支援が必要とされる児童生徒の状態と短期目標、支援方法を担任とキヨウスタッフとが共有して連携した支援を行い、自立をめざしていく。
- ・小学校低学年の早期からキヨウスタッフによる支援も充実させていくが、同時に高学年や中学校になり不適応が顕在化てくる児童生徒もいる。さらにキヨウスタッフの拡充を行うことで、支援を充実させ社会自立へつなげていく。
- ・キヨウスタッフ研修会では、障がいについての理解、具体的な支援の事例や演習も行いながら、より実践的で役に立つ内容を位置づける。

③多様な学びの場の整備の推進

- ・特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室、通常学級という学びの場を柔軟に活用して、個別の教育的ニーズに応じた支援をする。
- ・通常学級において、少しの支援で共に学べる場合には、担任やキヨウスタッフの支援を受けながら共に学べる力を養っていく。
- ・通級指導教室では、自立活動の「個別の教育支援計画」を作成し、他校通級を含む通常学級の担任と連携をして集団適応をめざしていく。そのために、子どもの状態に応じてペアなど小集団で子ども同士の関わりを通して学ぶなどの工夫もする。
- ・特別支援学級では、個別の教育的ニーズを明確にし、それに応じた支援を充実することで自立を目指していく。特別支援学級の児童生徒が通常学級にも副籍があり、実態に合わせて交流及び共同学習を推進することで、社会性を養っていく。
- ・通常学級から一時的に取り出して指導するほうがよい場合には、学校の状態に応じて特別支援教室（特別支援学級や相談室等）を活用して柔軟に支援をする。

④居住地校交流の取組の推進

- ・交流する子どもの双方にねらいがあり、共に学ぶことができる。また、どちらにも学ぶ楽しさや充実感を味わうことができる。
- ・どの学年の児童生徒も直接交流することにより、地域の仲間としての意識が高まり、子ども同士が同じ仲間として関わることができるようになる。

⑤園や学校施設等、環境のバリアフリー化

- ・多治見市における環境のバリアフリーのガイドラインを過去の事例などから作成をする。子どもの状態に応じてそのガイドラインを基にしながら本人がストレスなく学習ができるようにできる範囲で環境整備を実施する。

基本方針 2：自立を支援するための園・学校力の向上

教職員が一人一人の教育的ニーズに対応できるように、専門性を高める研修を充実させる。また、本人・保護者が安心して生活できるように、早期からの情報提供や教育相談の充実を図る。さらに、より望ましい就学先決定のために、その仕組みを見直す。あわせて、障がいへの理解を深め、同じ地域の仲間としての認識を高めるため、交流及び共同学習をさらに充実させる。

基本施策 3：教職員の専門性の向上を図る研修の充実

①ユニバーサルデザインの授業づくりについて

- ・学校や学級経営、授業について、障がいのある児童生徒にとってなくてはならない支援を充実させ、また同時にそれは障がいのない児童生徒にとってあるとわかりやすい支援という視点で見直し改善を行う。
- ・人的環境や物的環境を整えて落ち着いた生活ができるようにする。

- ・人間関係づくりを行う中で個の違いを認め合える集団をつくる。
- ・教員が子どもの学び方の多様性を理解し、それに応じた学び方を認め学び方の工夫することができる。「できた」「わかった」という充実感をもたせることで、自尊感情を高めていく。
- ・個別になされる合理的配慮について、周りの児童生徒や保護者には、平等に学ぶ機会を与えるものであるという意味についても理解を求め、互いに認め合える心の基盤づくりも同時に進める。

②発達障がいに関する教職員の専門性の向上

- ・全ての教職員が障がいについて理解し、子どもの困難さを見つけたり、それに応じた支援を行うなど、それぞれの教職員が積極的に個別の教育的ニーズに応えるようにする。
- ・特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内での発達障がいに関する研修会の充実させ、教職員の専門性の向上を図る。また、実際の個別の支援において担任等への助言をすることで、専門性の向上を図る。

③特別支援学校二種免許状の取得の推奨

- ・特別支援学校二種免許状の取得をすることで、特別支援教育の専門的な知識の向上を図る。そのために、市教委が取得にかかる説明会を行い、取得にかかる支援を行う。
- ・特別支援学級担任や通級指導教室の担当者は、積極的に取得を目指していく。また、通常学級の担任も取得することを推奨する。

④特別支援教育コーディネーターの専門性の向上

- ・特別支援教育コーディネーターの中学校区における中心となる特別支援教育コーディネーターリーダー（特別支援教育コーディネーターを兼ねる）を中学校区で1名決めて中学校区の特別支援教育の推進を行う。
- ・特別支援教育コーディネーターリーダーは、自校の特別支援教育の推進をすると共に、中学校区の他校の特別支援教育コーディネーターと連携を図り相談に応じるなど、横のつながりを強化していく。
- ・特別支援教育コーディネーターと特別支援教育コーディネーターリーダーの研修については、兵庫教育大学が開発した研修プログラムを取り入れ、より効果的な研修を行う。特に、特別支援教育コーディネーターリーダーは、実践の伴う継続型の研修を行うことで資質向上を図る。

基本施策4：就学先決定の仕組みと支援の充実

①就学先決定の仕組みの充実

- ・巡回相談を重ねることで、園内や校内の子どもへの理解や支援、学びの場への理解が進み、園内や校内で適切な支援や就学先についての十分な検討と共に保護者との教育

相談がなされていく。

- ・不適応が増えてきたり支援について困難である子どもの場合には、継続的な巡回相談を実施して助言を行う。
- ・就学先の決定や合理的配慮について保護者と合意形成が難しい場合には、市教委が園や学校と連携して十分に相談をして、合意形成を図る。

②早期からの教育相談・支援の充実

- ・子どもの相談窓口を一元化して、保護者が迷わず相談をすることができる。そのために子どもに関する総合窓口を新設し、子育てに関することはすべてそこで相談を受け付け、相談の内容に応じて教育委員会、子ども支援課、保健センター等の連携のあり方を検討する。
- ・幼稚園や保育園の全保護者に対して、就学についての説明会を実施し、就学までの流れや、その後の支援について理解を促す。
- ・高等学校卒業後の就労についても定着していくよう支援を行う。また、就労後についても定着の状況を把握し、必要に応じて相談を行う体制づくりを行う。

基本方針3：社会自立のためのより適切な支援をするための諸機関との連携の強化

これまで諸機関と連携を進めてきている。さらに、園や学校が必要に応じて諸機関と連携することで子どもの支援の充実を図る。

基本施策5：諸機関との連携の強化

①園と学校における外部機関との連携の強化

- ・子どもの状態やそれを取り巻く環境に応じて、必要に応じて関係機関と園や学校が連携することができる。
- ・諸機関と連携をする場合には特別支援教育コーディネーターが中心となり情報をまとめ、園や学校での支援の状況や支援の方針を明確にした上で、相談を行う。相談した内容を再度園や学校で検討して支援に活かしていくことができる。

②発達支援センターの幼稚園・保育園との連携の充実

- ・保育所等訪問支援事業を行うことで、発達支援センターの職員が園児が在籍する幼稚園・保育園に訪問して観察や支援をしている。園と発達支援センターが情報の共有や連携を、より効果的な子どもの支援を実施する。

③就労を支える仕組み作り

- ・就労にかかる内容について教員が理解をしたり、保護者が学ぶ場を意図的に位置づけていく。

基本施策 1 -② 支援の連続を図る関係機関の連携の充実 ～中高の特別支援教育の交流会について～	担当課 教育相談室
---	---------------------

1. 実践の内容

(1) 経緯について

東濃教育事務所が主催する「東濃地区連携推進ネットワーク会議」がある。その会の趣旨は、東濃地区において障がいのある子どもが自立し社会参加できるよう校種間で連携し、就学前から高等学校卒業後までの一貫した特別支援教育を総合的に推進できるよう体制整備の強化を図ることを目的として、東濃地区連携推進ネットワーク会議を設置し、管内の特別支援教育に関わる事項について検討することである。

その会の中で、中学校と高等学校の連携について担当者が集まり意見交流をすることが今後の連携づくりになるとして、東濃特別支援学校地域支援センター、高等学校の教育相談部会と市教委が連携して、初めて中高の特別支援教育の交流会が行われた。

(2) 日時と場所：平成29年2月16日 北陵中学校

※北陵中学校の授業の参観も兼ねて行った。

(3) 参加者

- ・ 東濃教育事務所 教育支援課 課長補佐 1名
- ・ 高等学校の教育相談 担当校長 1名
- ・ 東濃西部の公私立高等学校 教育相談担当 13名
- ・ 特別支援教育コーディネーター部会 担当校長 1名
- ・ 特別支援教育コーディネーター部会 担当主幹教諭 1名
- ・ 市内中学校の特別支援教育コーディネーター 9名
- ・ 多治見市教育委員会 担当者 1名

(4) 交流会の内容

①高等学校の教育相談担当より

- ・ 「個別の教育支援計画」や中高連絡会で情報提供がなされているが、大まかな内容しかないため子どもの状態が十分には分からず。中高連絡会では時間があまり長くないため伝達される情報が少ない。
- ・ 情報が少ないために、入学してから早期に支援することができないことがあった。
- ・ 不適応が起きて中学校へ問い合わせて初めて分かる本人の困難さがある。
- ・ 今までどんな支援を受けてきたのかや学びの場などが知りたい。
- ・ 「個別の教育支援計画」を作成して支援を受けてきた生徒はまだ適応しやすいが、そうしたことがなされてこなかった生徒がなかなか適応できない場合があった。
- ・ 高等学校でうまく支援ができたり適当できたりしたよい事例についても情報交流をしたい。

②中学校の特別支援教育コーディネーターより

- ・ 高等学校で適応できて欲しいため中学校からも情報提供がしたい。

- ・個人情報であることからどんな情報提供をしてよいのかについては迷う部分がある。
- ・できるだけ中学校で行ってきた合理的配慮については伝えていきたい。
- ・これまで入試において不利にならないか、また高等学校でも中学校のように支援を受けることができるのかが分からなかったので情報提供に戸惑っていた。

③主幹教諭より

- ・中高連絡会は行っているがどちらかというと生徒指導上の問題についての情報提供が主となっているのではないか。また、対応する先生も生徒指導担当が多いのではないか。これからは特別支援に関わる情報提供が重要ではないか。
- ・中高連絡会とは別に本日集まつた特別支援教育に関わる担当者が情報交流をする場があるとよいのではないか。

④特別支援教育コーディネーター 担当校長より

- ・情報提供の場があってもすべては伝えきれない。小中間でも同様である。だからこそ、小さな兆候があればすぐに中学校へ連絡をして情報交流ができるといいのではないか。早期発見・早期支援は高等学校でも同じである。

⑤今年度の対応について

- ・本日参加をした各校の担当者同士でも情報交流をしていく。
- ・中学校が入学前に伝えた方がよい情報は高等学校へ伝える。（合格発表後）
- ・入学後に高等学校が情報を必要とする場合はすぐに中学校に問い合わせせる。

2. 成果と課題

○中学校と高等学校の担当者が特別支援教育に関わって意見交流をすることがはじめてであった。そのため、互いに考えていることなどを理解することができた。これまでには中学校も高等学校もお互いの状況を知らなかつたため情報交流があまり進まなかつたことがわかった。

○今後は、担当やどうしても情報交流をすることで、以前よりも支援が早くできることが考えられる。

●現在のシステムでは担当者同士の動きで情報交流の状況が変わってくる。できるだけ市内で同様に情報交流ができるようなシステムの構築が必要である。

今後の方向

～市教委が実施する内容～

- ・中高の連携の方法について検討をする。例えば、特別支援教育に関わる中高連絡会を設けるなど。その中で中学校や高等学校がお互いの支援の状況を理解し合うことで今後の支援につなげていく。

～中学校と高等学校が実施する内容～

- ・中学校は支援が必要だと考えられる生徒については合格発表後に高等学校の担当者へ連絡をする。
- ・高等学校は入学後に支援が必要だと考えられた場合には中学校の担当者へ問い合わせて情報交流をする。